

島根原子力発電所 2号機 使用前確認申請書の変更について

- 島根 2号機においては、新規規制基準を踏まえた様々な安全対策設備について、2023年8月30日に認可を受けた工事計画に沿って、新設・改造等の工事を進めている。
- これらの設備の使用を開始するにあたっては、当社が「使用前事業者検査※¹」を行い、さらに原子力規制委員会による「使用前確認※²」を下表①～③の検査期間中に受ける必要がある。
 - ※¹ 工事計画の認可内容（材料・寸法・機能・性能等）のとおりに行われていることなどを事業者が検査するもの。
 なお、島根 2号機の使用前事業者検査のうち、工事計画認可前に先行して実施が可能な一部の検査は、2023年3月から先行して実施中。
 - ※² 使用前事業者検査が適切に実施され、終了していることを原子力規制委員会が確認するもの。事業者の検査への立ち会いや、記録確認により行われる。
- このたび、使用前確認申請書における使用前事業者検査の工程を下表のとおり変更した。

【島根 2号機における使用前事業者検査の主な工程（変更内容）】

: 変更した時期

2023年				2024年												2025年					
9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
安全対策工事の期間																					
① 燃料を装荷するまでに行う検査																					
② 原子炉を起動するまでに行う検査																					
③ 営業運転を再開するまでに行う検査																					

- ・①検査の使用前確認終了後、原子炉に燃料を装荷する。
- ・②検査の使用前確認終了後、原子炉起動操作を行い、その後、発電機を並列（発電再開）する。
- ・③検査の使用前確認終了をもって原子力規制委員会から使用前確認証が交付され、営業運転再開となる。

なお、変更後の使用前事業者検査の工程において、再稼働に係る工程は次の予定としている。
 燃料装荷開始：2024年10月、 原子炉起動：2024年12月、 発電機並列(再稼働)：2024年12月、 営業運転再開：2025年1月